

○井神議長 通告8番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。
市來利恵議員。

○市來議員 おはようございます。

14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、2点、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、認可保育所（公立・私立）の延長保育料についてであります。

今年度から、子ども・子育て支援法のもと、制度が大きく変更しました。保育の必要性の認定を行い、さらに、保育必要量を保育標準時間と保育短時間で区分されます。保育標準時間、月平均120時間以上の就労、保育所利用可能な時間は、平日午前7時半から午後6時半となっております。保育短時間、月平均64時間以上120時間就労、保育所利用可能な時間は、午前8時半から午後4時半までです。

岩出市の保育所開所時間は、朝の7時半から晩の7時、19時までとなっております、標準時間・短時間とも利用可能な時間を過ぎれば、延長保育が発生してきます。この延長保育、これまでは利用する場合、申請を出しておりましたが、自己負担、料金はありませんでした。制度が変更された保育標準時間では、午後6時30分を過ぎると延長となりますが、料金は無料です。しかし、短時間と認定されると、朝8時から8時半までと、午後4時30分から5時までは無料ですが、朝7時半から8時までと午後5時から、保育料のほかに延長保育を利用する場合、申請とともに、30分100円と料金が発生しています。

この延長保育に対する各園の対応、時間、料金の発生について、各園、公立・私立とも設定がどのようになっているのか、お聞きをいたします。

2点目は、延長保育料の徴収をする理由について、お尋ねいたします。

3点目は、時間外へのペナルティーについてであります。保育園は、午後7時までですので、当然、迎えもその時間に迎えに行くことが、子供にとっても不安を与えない。親子の時間をとって、コミュニケーションを少しでも多く図り、きずなを深める上でも原則であると考えますが、しかし、仕事の都合上、また、その日、そのときの交通網の事情により、時間内に子供を迎えに行くことができない状況もある場合がございます。当然、おくれる場合には園に連絡することが必要ですが、ある保護者の方から連絡があり、どうしても仕事の都合上、時間内に迎えに行けませんでした。そしたら、ペナルティーとしての料金、お金が発生いたしました。これまでには、こうしたことがなかったということで、このペナルティーについて、まず各園の料金、そして対応はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

次は、短時間の場合、延長保育料が発生するが、徴収をしない考えはないのか、この点についてお聞かせください。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の延長保育料の設定についてであります。保育標準時間認定の方につきましては、午後6時半から午後7時までの30分間が延長保育の対象時間となりますが、市内の公立・私立各園とも延長保育料は徴収しておりません。

保育短時間認定の方につきましては、午前7時半から午前8時半までと、午後4時半から午後7時までの3時間30分が延長保育の対象時間となりますが、このうち各園とも午前7時半から午前8時までと午後5時から午後7時までについて、30分につき100円を徴収しております。

2点目の徴収理由につきましては、従来、午後6時30分から午後7時までの延長保育30分間について、延長保育料はいただいておりますでしたが、今年度より保育短時間認定により、延長保育の対象時間が3時間30分と長時間になりますので、公立保育所においては、一部利用者負担をいただくこととしたものでございます。

また、延長保育料を徴収しないということになりますと、保育短時間認定の方が延長保育を利用して標準時間認定の方と同じ時間保育を受けた場合に、保育時間が同じであるにもかかわらず、標準時間認定の方よりも保育料が低いということになりますので、このバランスがとれるような料金設定としております。

私立保育所については、事業者が独自に延長保育料を定めることができますが、岩出市においては、公立保育所と同様の料金設定となっております。

3点目、時間外への対応につきましては、保育所の保育時間は、延長保育も含めて、各園とも午後7時までとなっております。公立保育所におきましては、保育時間を過ぎてもお迎えに来ていただけないために、やむを得ずお子さんをお預かりした場合は、以後、そのようなことがないよう、保護者の方をお願いしているところでございます。

私立保育所につきましては、ほぼ公立保育所と同様の対応でございしますが、1園のみ、別途、15分当たり500円をご負担いただいていると伺っております。

4点目、延長保育料の徴収をしない考えはないのかにつきましては、公立保育所につきましては、先ほど申し上げたとおり、利用者の方にも一部ご負担をいただくということと、標準時間認定の方との均衡を失することのないようにするという観

点から徴収しているものであり、徴収をしないという考えはございません。

私立保育所につきましては、延長保育料金及び保育時間を超過お預かりした場合の負担金ともに、事業者において定めるものであり、市としてお答えすることはできませんので、ご理解願います。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、延長保育に対する各園の状況をお聞きをいたしました。1点目の中では、私、ちょっと公立のことだけでしか聞こえてなかったような形なんです、私立についてお聞きしたいんですね。

ペナルティーについては、先ほど、1園だけ15分500円のペナルティーがかかっているということでしたが、延長保育も、調べたところ、公立と私立1園ですが、違いが出てきています。というのは、同じ7時半から8時までの利用については、両方とも公立も私立も100円という形になっていますが、8時から8時30分、4時半から5時までという形で、どちらか1つ、両方使用する場合は100円という形をとられている園があるわけなんです。このことについて、まず確認をとっておきます。これでおうてるのかどうかということです。

今の説明では、やっぱり違いが出てきています。同じ市内の認可保育所に通っているながら、料金の徴収について違いが出ている。この違いが出ていることに大変不公平感が出るのではないかというふうに思います。というのは、まず、先ほど言ったペナルティーの問題は、なるべく7時までに迎えに行くのが当然ではございますが、このように公立の場合は、迎えに来てくれたお母さん、保護者の方々に、しっかりお願いを申し上げて、料金は徴収していない。片方では、15分500円という形で取られていると。この違いが出ていることについて、どう考えているのかという点をお聞きをいたします。

お金で解決できない問題があると思うんです。当然、迎えに来れなかった場合には、家庭環境の問題や、お金さえ払えば見てもらえるという感覚が保護者にも生まれるのではないかと。保護者と保育者との信頼関係を築きながら、家庭の状況、保護者の状況、子供の状況を把握し、必要であれば、連携機関とも密にしながら、保護者の理解を進めていく。今、公立がやられているようなことをすることが大事だと考えます。

その点からしても、徴収が、片一方の私立1園では行われ、ほかの私立の園では頑張っておられるということなんですよね。そういう観点から差がついていること

に対する考え方、この点についてお聞きをいたします。

子ども・子育て支援法の第59号第2号では、延長保育事業で、「特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の延長保育に係る利用料について、その全部又は一部を助成することにより必要な保育を確保する事業」とあります。このことから言えば、全部助成することができるというふうに考えられるわけですが、改めて、徴収しない考えはないのかをお聞きいたします。

最後に、現在、短時間保育と認定されている方が、就労の時間に変更があった場合、標準時間、保育への切りかえというのはスムーズに行えるのか、この点をお聞きをいたします。

以上です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 市来議員の再質問にお答えします。

1点目が、私立についての延長保育料の状況ということであったかと思うんですが、これにつきましては、基本的には、公立と同様の料金設定になっておりますが、市来議員がおっしゃられたように、1園のみ少しだけ違う料金設定ということで、朝と夕方の両方のうちのどちらか1つの時間帯についてのみ無料ということになっているということで、おっしゃられているとおりでございます。

それから、私立保育所につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、私立保育所において独自に定めることができる部分となっております。保育所において、法令に基づいて定められている部分と、それから補助金をもらっているということによって制約がかかってくる部分と、それから事業者でありますので、事業者としての自由な裁量に基づいて経営を行う部分というふうに分かれてくるわけでございまして、延長保育料、それから閉園後の一部負担金というものにつきましては、事業者において自由に定めるものでございます。

2点目につきましては、全部助成することができるということで、延長保育料を徴収しないという考えはないのかということですが、先ほど申し上げましたとおり、利用者の方にも一部ご負担いただくということと、それから保育料をある程度ご負担いただかないと、標準時間の方と同じだけ延長保育で、短時間の方が預けたというときに不公平が生じてしまいますので、その均衡をとるという意味からも徴収しないという考えはございません。

それから、標準時間への切りかえにつきましては、就労時間に変更になった場合

には、当然、短時間ではなく、標準時間に切りかえてもらうということが適切であると考えております。短時間保育で延長保育料をもらってやっているということではなくて、就労時間が変わったのであれば、標準時間に切りかえていただくと、そういう形で対応をとっていくべきだと考えております。

以上でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 各園の違いについて、そして延長保育料の自己負担をなくす考えというのは聞いてまいりましたが、そうした考えはないということです。

子ども・子育て支援法の問題点が、この状況から見ても明らかになっていると思います。同じ市内の認可保育所でありながら、私立は私立の自由な経営方針があるなどといって、これについては、それぞれ認可保育所でありながら、対応が各園によって違いが出てきていると。保育の理念がそれぞれの園が違いがあっても、利用者の負担、しかも、同じ状況下において違いが生じるということは、保育サービスの質の低下につながっていると考えるわけです。

自己負担をなくす考えはないと答弁されておりますが、ペナルティーの問題1つにしても、せめて公立水準に、公立の保育園に、私は、たった1園であっても、あわせるべきではないかと考えております。過去に、この1園というのは民営化されたところですよ。民営化によって、質の低下、サービスの低下はないというふうに行政はずっと言われてきたわけですよ。しかし、この子ども・子育て支援法が行われ、そして、このようにペナルティーについては、完全にお金で解決をしようとしている問題、しかも、短時間での延長保育にかかってくる、時間配分についてもお金が取られるというのが、公立では取ってなくも、私立では取る、1園ですが。ということになってくると。

これがサービスの低下に、私はつながっていると感じるんですが、その辺については、どのように考えているのか、最後にお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 ただいまの再々質問にお答えいたします。

今おっしゃられた中で、基本的には、今回の新しい制度に基づく問題点というふうにおっしゃられたと思うんですが、延長保育料及び保育所が閉園してからの対応ということに、いわゆる一部負担金を取るか取らないかということにつきましては、

従来からでございます。今度の子育て新制度によって、そういうふうになった制度ということではございませんで、以前より、そういう形で私立保育所においては、私立保育所の裁量の中で独自に判断していたものでございます。

その中で、岩出市におきましては、以前も、それから現在も、ほぼ私立、公立と同じような対応をとっていただけているところでございます。これは市のほうから指導する権限等はございませんので、私立保育所のほうでご配慮いただいているものと認識しております。

他の県内の市、それから他府県の市も確認しましたところ、基本的には、私立保育所のそういった延長保育の状況を把握していないという回答のところも多くございます。そのぐらい指導権限というような観点では対応できないというふうに考えておるものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

ただ、市来議員のおっしゃられているように、7時過ぎても迎えに来られない親御さんがいるということに対しては、私どもも懸念しております。それをお金を取れば解決するのかなどと言えば、そうではないということも認識しております。この1園におきましては、非常に7時過ぎても迎えに来ない親御さんが多かったようでございます。その中で、経営的な判断も含め、それから親御さんへの指導も行いという両方の対応をとりながら、現在では、料金設定と、それから親御さんへの指導ということも含めてやっていく中で、今年度においては、昨年度のような7時以降も迎えに来ないという親御さんは、ほとんどいらっしゃらないという状況に改善しておりますので、ご報告申し上げます。

以上です。

○井神議長　これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員　熱中症対策にウォータークーラーの設置について、お聞きをしたいと思います。

子供たちの夏場の熱中症対策として、飲みやすい冷たい水で、適切な水分補給ができる冷水機を導入する学校がふえてきています。熱中症とは、室温や気温が高い中での作業や運動により、体内の水分や塩分、ナトリウムなどがバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、目まい、体がだるい、ひどいときにはけいれんや意識の異状など、さまざまな症状を起こす病気です。

熱中症は、日差しの強い屋外だけではなく、室温や湿度の高い室内でも暑さによ

って徐々に体力を消耗することで起こります。特に、これからの季節、梅雨に向かって気温が上昇する季節には、体がなれていないため、より一層、小まめに水分補給をとることが必要だと専門家の方も言っております。

現在、子供たちには熱中症対策として、家庭から水筒を持参し、水分補給を行えるようにしていただいておりますが、保護者や子供たちからよく聞くのは、水筒だけでは足りないという声です。子供たちは、水筒が空になった場合、どうしているかという、我慢をするか、水道の水を飲むか、友達たちにもらうといった状況です。保護者からは水道水を飲ませることや、また友達の水筒を回し飲みすることへの抵抗がございます。

また、毎日、子供に水筒を持たせるわけですが、本来なら、すっかり家庭において持たせる準備をしていただくことが大事ですが、場合によって用意ができなかったり、持たせることができない家庭もございます。熱中症のリスクを防ぐためにも、学校内にウォータークーラーの設置が必要だと考えます。

そこで、現在の各学校の設置状況と設置した経緯について、お聞きいたします。

2点目は、今後設置を進めていく考えはないのか、この点をお聞かせください。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 おはようございます。

市来議員の2番目の1点目、ウォータークーラーの設置状況と設置した経緯について、お答えします。

現在、ウォータークーラーを設置している学校は、岩出中学校と岩出第二中学校です。設置した経緯につきましては、以前は、小学校にもウォータークーラーが設置されていましたが、現在、小学校には設置してございません。

2点目の今後設置を進める考えはないのかについてですが、熱中症対策として、各小中学校において、スポーツドリンクなど経口保水液をストックし、対応してございます。また、飲料水検査を那賀学校薬剤師会において実施し、本年度も6月10日に飲料水検査の結果報告をいただき、全ての小中学校において、水道水が飲料水として適したものであるとの判断をいただいております。これらのことを鑑み、現在のところ、ウォータークーラーの設置は考えてございません。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、小学校は設置、過去にされていたが、今現在はないと。1つ目は、

まず、岩出中学校、そして第二中学校、各何台あるのか、お聞きをいたしたいと思います。

水道水が検査によって飲める水ということで適合しているから、今、設置の方向性はとらないというふうに言われています。ただ、水道水は大変ぬるくて、夏場の暑いときに、ぬるいというようなイメージがあるわけなんです。先ほど言われたみたいな飲料水の中の水ではなく、熱中症対策のための飲料水、これはいつでも飲めるような状況なのか、それとも、熱中症にかかって大変な状況だというときに飲ませられるものなのか、子供たちが、いつでも来たら飲めるような対応になっているのか、この点だけお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、中学校の設置台数につきましては、岩出中学校は1台、岩出第二中学校は3台でございます。

それから、2点目の学校に常備している経口保水液をいつでも飲めるのかということですが、熱中症ぎみで気分が悪いということで、保健室に来室した子供について、状況を見ながら与えているという状況でございます。

○井神議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問は終わりました。